

開催日時	平成 27 年 8 月 22 日 (土) 14 : 00 ~ 16 : 30
科目名	意匠の類否判断基準と不正競争防止法 2 条 1 項 3 号及び商標法との比較
講師	青木 博通 (ユアサハラ法律特許事務所弁理士)
内 容	商標及び意匠の定義の拡大に伴い、商標と意匠がオーバーラップするケースが増えてきた。まず、意匠の類否判断基準について、日本、欧州、米国、中国との比較において、物品の類否にフォーカスして解説する。次に、不正競争防止法 2 条 1 項 3 号の模倣及び商標の類否と意匠の類否の判断手法の違いについて検討し、各法律の違いの理解を深める。